

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則を公布する。

平成19年6月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第10号

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則

(審議会の会長及び副会長)

第1条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第2条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)

第3条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。